

広島県立生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十二号

広島県立生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例

広島県立生涯学習センター設置条例（昭和五十七年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「広島市東区光町二丁目」を「広島市中区千田町三丁目」に改める。

第三条第六号を削り、同条第七号中「機材及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とする。

第五条から第九条までを削る。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例の一部改正）

2 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例（昭和六十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「広島県立図書館」の下に「、広島県立生涯学習センター」を加える。